

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 23 年 2 月 16 日

【発行者名】 福岡リート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 茶 木 正 安

【本店の所在の場所】 福岡市博多区住吉一丁目 2 番 25 号

【事務連絡者氏名】 株式会社福岡リアルティ
常務取締役財務部長 西 尾 陽 一

【電話番号】 092-272-3900

**【届出の対象とした募集内
国投資証券に係る投資法
人の名称】** 福岡リート投資法人

**【届出の対象とした募集内
国投資証券の形態及び金
額】** 形態：投資証券
発行価額の総額：一般募集 8,913,248,000 円

(注) 今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

安定操作に関する事項

1. 今回の募集に伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目 14 番 2 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成 23 年 2 月 7 日提出の有価証券届出書（同年 2 月 8 日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、平成 23 年 2 月 16 日開催の役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第 1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (14) 手取金の使途
- (15) その他
 - ① 引受け等の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が平成 23 年 2 月 16 日（水）となりましたので、一般募集の申込期間は「平成 23 年 2 月 17 日（木）から平成 23 年 2 月 18 日（金）まで」となります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

(4)【発行価額の総額】

(訂正前)

9,018,000,000 円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」をご参照下さい。発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

(訂正後)

8,913,248,000 円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」をご参照下さい。

(5)【発行価格】

(訂正前)

未定

(注 1) 発行価格等決定日（後記(注 2)で定義します。）の株式会社東京証券取引所における本投資口の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）から予想分配金 16,100 円を控除した価格に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額及び一般募集における手取金をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<http://www.fukuoka-reit.jp/topics/release/>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

(注 2) 平成 23 年 2 月 16 日（水）から平成 23 年 2 月 21 日（月）までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が本投資口 1 口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）を決定します。

(後略)

(訂正後)

576,083 円

(注 1) 発行価格等（発行価格、発行価額及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額及び一般募集における手取金をいいます。以下同じです。）について、平成 23 年 2 月 17 日（木）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<http://www.fukuoka-reit.jp/topics/release/>）において公表します。

(注 2) 発行価額（本投資法人が本投資口 1 口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）は、557,078 円です。

(後略)

(14) 【手取金の使途】

(訂正前)

一般募集における手取金 9,018,000,000 円については、後記「第二部 参照情報 第 2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第 14 期取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産（投信法第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金に充当します。

(注) 上記の手取金は、本書の日付現在における見込額です。

(訂正後)

一般募集における手取金 8,913,248,000 円については、後記「第二部 参照情報 第 2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第 14 期取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産（投信法第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金に充当します。

(注)の全文削除

(15) 【その他】

① 引受け等の概要

(訂正前)

以下に記載する引受人は、発行価格等決定日に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

(後略)

(訂正後)

以下に記載する引受人は、平成 23 年 2 月 16 日（水）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金 (1 口当たり 19,005 円) とします。

(後略)